

給水装置工事主任技術等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

氏名は公表対象外

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの(主任技術者証)の写しなどで確認可能。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
小浜 海太	給水工事振興財団、e-ラーニング	平成31年〇月〇日
若狭 山明	自社内研修 ○〇に関する業務研修	R元年◇月◇日
	自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない。	
上記の内容の公表の可否(公表にはホームページ等への掲載を含みます。)		
<input checked="" type="radio"/> 可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。